

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	税務トータルシステムデータベースファイル	税トータルシステムデータベースファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあたらなないため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
平成29年6月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第28項	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあたらなないため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
平成29年6月19日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長	税務課長 石切山 真孝	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	・平成28年1月予定	・平成29年2月	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成28年1月1日	平成29年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳ネットワークについては、磁気媒体で情報を入手するが、磁気媒体についてパスワードを設定するほか、盗難等の防止対策として、キャビネットに施錠保管する。	・住民基本台帳ネットワークについては、電磁的記録媒体で情報を入手するが、電磁的記録媒体についてパスワードを設定するほか、盗難等の防止対策として、キャビネットに施錠保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・税トータルシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、磁気媒体で連携する予定であり、税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできない。	・税トータルシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電磁的記録媒体で連携する予定であり、税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税トータルシステムは、磁気媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照合する場合の処理に限られるよう制限する。	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照合する場合の処理に限られるよう制限する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	・税トータルシステムの利用については、端末PCをICカードとユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。	・税トータルシステムの利用については、端末PCを生体情報とユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	ICカード認証によるセキュリティ対策を行っており、特定の者以外、端末データの複製を持ち出せないようにしている。	生体認証によるセキュリティ対策を行っており、特定の者以外、端末データの複製を持ち出せないようにしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 その他の措置の内容	・業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、ICカードを用いたユーザー認証や、操作ログの記録を行っている。	・業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、生体情報を用いたユーザー認証や、操作ログの記録を行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時にはICカードによる認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、ICカード認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時には生体情報による認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、生体認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表公表場所	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁 中庁舎1階 情報公開・個人情報センター ・郵便番号260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-15-7 千葉県 文書館 ・千葉県ホームページ	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁 南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課個人情報 保護班 ・郵便番号260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-15-7 千葉県 文書館 ・千葉県ホームページ	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため
令和1年6月27日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担 当部署 ② 所属長の役職名	税務課長 石切山 真孝	税務課長		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	地方税ポータルシステムに係る受信サーバ の保守運用	国税連携システム(受信サーバー、国税連携ク ライアント)の運用保守に必要な範囲で、特定 個人情報の取扱いを委託		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	地方税ポータルシステムに係る受信サーバ の保守運用	国税連携システムの運用・保守		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ③委託先におけ る取扱者数	10人未満	10人以上50人未満		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特 定個人情報ファイルの提供方 法	記載なし	[O]その他(LGWAN回線)		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社富士通エフサス	株式会社 TKC		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾 方法	記載なし	・業務委託契約において、業務のすべてを再委 託することを禁止している。 ・業務の一部について、再委託の申請を書面 により提出させ、再委託の承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保 持契約の遵守を承認の要件としており、委託先 から定期的に報告を受け、改善の必要がある 場合には改善の指示を行い、改善結果の報告 を受けている。		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	記載なし	千葉県庁庁舎内での現地保守サポート		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・有人による監視をしている建物の中で、入退館装置による管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ・なお、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p>	<p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・認定委託先事業者の保管場所懸検及び立ち入り制限 なお、データセンタ社員、eltax担当社員、保守員及びシステム運用担当社員のいずれも認定委託先事業者の社員 ①サーバ設置場所: 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a.24時間365日運用監視 b.全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視 c.サーバ室への入室はデータセンタ社員、eLTAX担当社員、保守員に限定され、入り口は生体認証 d.データセンター社員による巡回監視 e.全機器ラック搭載及び常時施錠 f.サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所: 認定委託先事業者所有のデータセンター内の金庫 a.データの持出・受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施) b.媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定 ③サーバ内のデータ消去 a.認定委託先事業者変更の際に実施 (地方税共同機構からの指示により実施) b.千葉県からの指示に基づき実施</p>		
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<p>・委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記契約書を付した契約書を締結しており、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けている ・委託契約時において、個人情報取扱特記事項を付した契約書を締結しており、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等を義務付けている。 ・ID、パスワードを用いてユーザ認証を行っている。</p>	<p>・委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記契約書を付した契約書を締結しており、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けている ・委託契約時において、個人情報取扱特記事項を付した契約書を締結しており、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等を義務付けている。 ・生体認証装置を用いてユーザ認証を行っている。</p>		
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<p>・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID、操作日時、データベースへのアクセス記録等の更新履歴が保管されている。</p>	<p>・国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。 ・業務イベントログは、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握し、異常値を検知した際の対応手順を定めている。 ・操作ログは、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握し、異常値を検知した際の対応手順を定めている。</p>		
令和1年6月27日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	<p>・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 千葉県総務部税務課システム管理班 043-223-2064</p>	<p>・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064</p>		
令和1年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の内容 2. 業務の流れ ③	<p>②について、番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p>	<p>②について、番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p>		誤字修正
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 [O]その他	ポータルセンタ	LGWAN		
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		名称変更による内容修正
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正な照会対象者に係る特定個人情報を入力するリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p>		名称変更による内容修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手されるリスク リスクに対する措置の内容	・申告書については、地方税法の規定に基づく様式であり、個人番号の記載が必要であることを明示している。 また、法令の規定に基づき、本人から提出を受けている。 ・他機関や住民基本台帳ネットワークシステムについては、法令等に基づき、情報を入手する方法が限定されている。 ・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第2条の4第2号及び第3号(※事業税 並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。 (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	・申告書については、地方税法の規定に基づく様式であり、個人番号の記載が必要であることを明示している。 また、法令の規定に基づき、本人から提出を受けている。 ・他機関や住民基本台帳ネットワークシステムについては、法令等に基づき、情報を入手する方法が限定されている。 ・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第2条の4第2号及び第3号(※事業税 並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。 (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者		
令和1年6月27日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成27年2月13日	平成31年3月13日		
令和1年6月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・県民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	平成27年2月16日～3月18日	平成31年4月17日～令和元年5月17日		
令和1年6月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・県民等からの意見の聴取 ④ 主な意見の内容	・リスクへの対策は十分かの評価の表現を検討すべき ・特定個人情報の外部媒体への提供について、引き渡し方法等を詳細に記載すべき ・媒体の保管場所や保管方法について詳細に記載すべき ・移動した職員へのアクセス権限、端末の盗み見への対応を記載すべき ・第三者へ特定個人情報を提供できる根拠は何か ・特手個人情報の持ち出しに対する対策が乏しい	なし		
令和1年6月27日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ① 実施日	平成27年3月26日及び4月7日	令和元年5月30日		
令和1年6月27日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③ 結果	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を受ける。	特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を受ける。		
令和3年10月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあたらなため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ① 法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらなため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	③②について、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	③②について、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらなため(番号法改正による修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③ 他のシステムとの接続	[]その他()	[O]その他(国税連携システム(eLTAX))	事後	重要な変更にあたらなため(未記載箇所の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報の検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日をいう。以下同じ。)、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送	事後	重要な変更にあたらなため(住民基本台帳ネットワークシステムの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現・地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	重要な変更にあたらなため(団体名称変更による修正)
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあたらなため(番号法改正による修正)
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条第49の項及び第51条	事後	重要な変更にあたらなため(番号法改正・命令改廃による修正)
	(別添1)事務内容 ③	(図へ追加)	「口座登録・連携ファイル関係情報」	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	(別添1)事務内容 (備考)	③②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	③②について、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらなため(番号法改正による修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	[]その他()	[O] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追記)	7. 口座登録・連携ファイル関係情報: 還付金の振り込みを行うため	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	市町村課、障害福祉課、情報システム課	市町村課、障害者福祉推進課、健康福祉指導課、情報システム課	事後	重要な変更にあたらなため(組織改正等による誤記修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	税務署(国税庁)	税務署(国税庁)、デジタル庁	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	・公金受取口座情報は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律等の規定に基づき、情報提供ネットワークより取得する。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑦使用の主体 使用部署 ※	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑦使用の主体 使用部署 ※	・県総務部税務課、県の各県税事務所支所、自動車税事務所支所	事後	重要な変更にあたらなため(表現の修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の統計分析 ※	・納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行わぬが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わぬ。	・納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報、口座情報等について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行わぬが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わぬ。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	・番号法第19条第9号	・番号法第19条第10号	事後	重要な変更にあたらなため(番号法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	・本県で賦課しない者	事後	重要な変更にあたらなため(表現の修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・番号法第23条(情報提供の記録)、番号法施行令第29条(情報提供等の記録の保存期間)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。	・番号法第23条(情報提供等の記録)、番号法施行令第30条(情報提供等の記録の保存期間)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行令第改正による修正)
	(別添2)ファイル記録項目 業務共通	20 消込キー変換マスタ 納付情報と税システムで管理する賦課情報の紐付け情報	20 機関コードマスタ 未使用のため、対象外 21 消込キー変換マスタ 納付情報と税システムで管理する賦課情報の紐付け情報	事後	重要な変更にあたらなため(誤記修正)
	(別添2)ファイル記録項目 基本情報	(追記)	8 共通番号権限マスタ 共通番号の照会/更新権限 9 共通番号証跡履歴 個人番号の照会履歴 10 基本情報特定個人情報マスタ 中間サーバ照会結果	事後	重要な変更にあたらなため(誤記修正)
	(別添2)ファイル記録項目 自動車二税(自動車税・自動車取得税)	(追記)	31 自税環境性能割課税マスタ 自税環境性能割の期別の課税情報(税額、納期限など) 32 自税環境性能割課税経歴 自税環境性能割の課税の履歴(税額、納期限など) 33 自税環境性能割還付経歴 自税環境性能割の還付情報履歴 34 自税環境性能割処分経歴 自税環境性能割の滞納に因る処分履歴 35 自税環境性能割収納経歴 自税環境性能割の収納履歴	事後	重要な変更にあたらなため(誤記修正)
	(別添2)ファイル記録項目 収納関係	18 収納管MPN消込マスタ 未使用のため、対象外	18 収納管MPN消込マスタ MPN収納分の消込データの情報	事後	重要な変更にあたらなため(誤記修正)
	(別添2)ファイル記録項目 収納関係	(追記)	28 収納管登録キー情報番変前マスタ 自動車の登録番号変更前のデータ 29 収納管4月繰越前課税情報マスタ 滞納繰越前の課税情報 30 共通納税納付情報管理マスタ 共通納税システムから提供される納付情報管理ファイルの情報 31 収納管基幹番号対応 eLTAXと税トータルシステムのキーの紐づけ 32 納管共通納税依頼累積マスタ 共通納税システムへの納付依頼データの累積	事後	重要な変更にあたらなため(誤記修正)
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第24条の4第2号及び第3号(※事業税 並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。 (中略) (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号の規定に基づき、総務大臣が定める「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」に従って行っている。 (中略) (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	事後	重要な変更にあたらなため(地方税法施行規則の改正及び基準の改廃による修正)
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その措置の内容	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合の処理に限られるよう制限する。	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法等の規定に基づく、障害者関係情報や生活保護関係情報、口座情報等を照会する場合の処理に限られるよう制限する。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その措置の内容	・端末PCのパスワードについては、英数字を組み合わせたものとしているほか、定期的にパスワードの変更を行う仕様となっている。	・端末PCのパスワードについては、英数字を組み合わせたものとしている。	事後	重要な変更にあたらなため(運用に合わせた修正)
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行規則の改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	重要な変更にあつたらないため(番号法施行規則の改正による修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	・国税連携システム(eLTAX)における電子データの提供については、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	重要な変更にあつたらないため(番号法施行規則の改正による修正及び表現の修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	①情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※3)との照会を情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 (中略) (※3) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	①情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※3)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 (中略) (※3) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正及び番号法改正による修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することで、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏洩・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。	③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。	②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③微機情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあつたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	・国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	・国税連携受信システムにあつては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	重要な変更にあたらないため(基準の改廃による修正)
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課税務システム室 043-223-2106	事後	重要な変更にあたらないため(組織改正による修正)